

○北九州工業高等専門学校専攻科の授業科目の履修等に関する規則

平成8年9月19日 規則第13号

改正 平成27年3月12日

(目的)

第1条 この規則は、[北九州工業高等専門学校学則](#)第63条第3項及び第65条の規定に基づき、専攻科の授業科目の履修方法及び成績の評価並びに修了の認定等について定めることを目的とする。

(授業)

第2条 専攻科の授業は、1単位時間を標準50分とする。

2 授業は、講義、演習、実験及び実習のいずれか、又はこれらの併用により行うものとする。

(履修方法)

第3条 専攻科に開設する授業科目の履修に当たっては、別に定める「受講申告書」を所定の期日までに、校長に提出しなければならない。

(試験)

第4条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。

2 定期試験は、各学期末に実施する。

3 追試験は、次の各号の一に掲げる事由により、定期試験を受験することができなかった者で、別に定める「追試験受験願」を所定の期日までに校長に提出し、その許可を得た者に対し実施する。

(1) 疾病 (医師の診断書を要する。)

(2) 忌引

(3) その他やむを得ない事由があると校長が認めた場合

4 再試験は、定期試験及び追試験の成績その他を総合した評点が30点以上60点未満であった者に対し所定の期日までに実施する。

(成績の評価)

第5条 成績は、授業科目ごとに第4条に規定する試験の成績その他を総合して評点で評価する。

2 成績の評価は、次の区分による。

評価	優	良	可	不可
評点	100～80	79～70	69～60	59～0

3 再試験により合格した授業科目の評点は、60点とする。

4 試験において不正行為を行った者は、当該試験科目以降の受験を認めない。また、当該試験期間中におけるすべての試験科目の成績は0点とする。

(単位の認定)

第6条 次の各号のすべてを満たした授業科目については、当該科目を修得したものとして単位を認定する。

(1) 前条第2項の規定に基づき、評価が優、良及び可に評価されること。

(2) 欠課時間数が純授業時間数の3分の1を超えないこと。

(修了に必要な単位)

第7条 専攻科の修了に必要な単位は、62単位以上 (そのうち、一般科目は10単位以

上、専門基礎科目は14単位以上、専門科目は38単位以上とする。)とする。

(大学等において修得した単位の認定)

第8条 大学等において修得した単位は、14単位を超えない範囲で、専攻科における授業科目の履修とみなし、その単位を認定することができる。

(再履修)

第9条 第5条に定める成績の評価が不可と評価された授業科目のうち、修得する必要がある授業科目は、再履修するものとする。

(生産デザイン工学)

第10条 本校に「生産デザイン工学」教育プログラムを置く。

2 「生産デザイン工学」教育プログラムについては、別に定める。

3 第7条に規定する修了に必要な単位には、「生産デザイン工学」教育プログラムの定められた科目の単位を含むものとする。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、校長が定める。

附 則

この規則は、平成8年9月19日から施行し、平成8年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成12年4月1日から施行し、平成12年度以降に入学した者から適用する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行し、平成13年度以降に入学した者から適用する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月21日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 平成17年度以前の入学生に係る修了に必要な単位については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。